

きゅう ゆう せい ほ ご ほう
旧優生保護法 による
こ
子ども が できなくなる
し ゆ じゅつ ひ と
手術 などを 受けた 人 へ

かね
お金 を 受ける こと が できます。

きゅうゆうせいほごほうちきんしきゅうほう
旧優生保護法一時金支給法 につ
て

へいせい ねん がつ きゅうゆうせい ほ ご ほう いち じ きん し きゅうほう ほうりつ
平成 31年 4月 に「旧優生保護法一時金支給法」という 法律 が できました。

ほうりつ ほんにん き も き
この 法律 には 本人 の 気持ち も 聞かれる ことなく

こ しゅじゅつ
子ども が できなくなる 手術 などを 受け

こころ おお くる いた
からだ や 心 に 大きな 苦しみ や 痛み を 受けた こと について

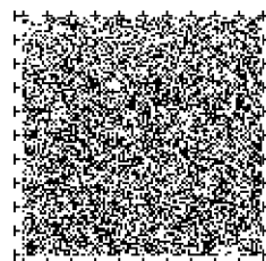
おわび すると かいて あります。

ほうりつ こ しゅじゅつ ひ と
この 法律 は 子ども が できなくなる 手術 などを 受けた 人 に

かね はら
お金を 払う こと を さだめて います。

せい きゅう き げん れい わ ねん がつ にち
【請求期限：令和11年4月23日】

ほうかいせい せいきゅうきげん ねんえんちょう
法改正により、請求期限が5年延長されました。



お^{かね}金 を うけとる こと が できる
人 は どのような 人 ですか？

しょう わ ねん がつ にち へいせい ねん がつ にち あいだ
昭和 23年 9月 11日 から 平成 8年 9月 25日 の 間に

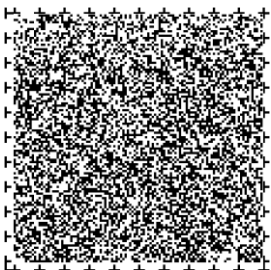
- こ ども が できなく なる しゅじゅつ 手術 を うけた ひと 人
- こ ども が できなく なるよう に ほうしゃせん 放射線 を あてられた ひと 人 です。

うけとる お^{かね}金 は いくら ですか？

ひとり まん えん
一人 320万円 です。

いつまで て っづ 手続き が できますか？

れい わ ねん がつ にち
令和 11年 の 4月 23日 まで です。



かね お金 を 受けとる てつづ 手続き の ほうほう 方法 が
わからなかったり そうだん 相談 したい ひと 人は
す 住んでいる と どう ふ けん 都道府県 や かていちよう まどぐち こども家庭庁 の 窓口 に
そうだん 相談 しましょう。

● と どう ふ けん 都道府県 の まどぐち 窓口 は つぎ 次の ページ にあります。

● かていちよう こども家庭庁 の まどぐち 窓口

でん わ ばんごう 電話番号 03-3595-2575 ふあつくす FAX 03-3595-2753

メールアドレス ichijikin@cfa.go.jp

うけつけ じ かん 受付時間 10:00~17:00 げつよう び 月曜日 から きんよう び 金曜日。どにちしゆくじつ ねんまつねん し 年末年始 のぞ を 除く。)

かね お金 を 受けとる ため の ほうほう 方法

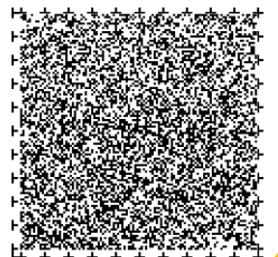


① せいきゅうしょ 請求書 を かきます

(せいきゅうしょ 請求書 の かた かが わからなかったら と どう ふ けん 都道府県 の まどぐち 窓口 に そうだん 相談 できます)

② てつづ 手続き に ひつよう 必要 な しりよう 資料 (しゅじゅつ 手術 を うけた ことが わかる しんだんしょ 診断書 や
じゅうみんひょう 住民票 や しょうがいしゃ て ちょう 障害者手帳 の て コピー など) を 手に いれます

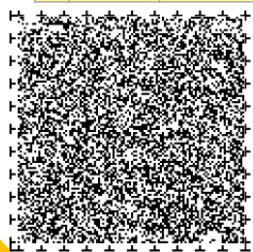
③ す 住んでいる と どう ふ けん 都道府県 の まどぐち 窓口 に ① の せいきゅうしょ 請求書 ② の しりよう 資料 を だ 出します
(ゆうびん 郵便 で おくる こ と も できます)



と どう ふ けん まど ぐち 都道府県 の 窓口

れいわ ねん がつ にち げんざい
令和6年4月1日 現在

No	都道府県	窓口	電話・FAX・✉ メールアドレス・🌐 ホームページ
1	北海道	旧優生保護法に関する相談支援センター	電話 0120-031-711 (専用) FAX 011-232-4240 ✉ hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp
2	青森県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 017-734-9056 (専用) FAX 017-734-8091 ✉ kyuyuseihogoho-sodan@pref.aomori.lg.jp
3	岩手県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口、県保健所	電話 019-624-6015 (専用) FAX 019-629-5464 ✉ AD0007@pref.iwate.jp
4	宮城県	宮城県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 022-211-2322 (専用) FAX 022-211-2591 ✉ kosodates@pref.miyagi.lg.jp
5	秋田県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 018-860-1431 (専用) FAX 018-860-3821 ✉ hoken@pref.akita.lg.jp
6	山形県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 023-630-2459 (専用) FAX 023-625-4294 ✉ yusei@pref.yamagata.jp
7	福島県	旧優生保護法に関する相談窓口	電話 024-521-8294 (専用) FAX 024-521-7747 ✉ kosodate@pref.fukushima.lg.jp
8	茨城県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 029-301-3270 (専用) FAX 029-301-3264 ✉ shoutai1@pref.ibaraki.lg.jp
9	栃木県	旧優生保護法関係相談窓口	電話 028-623-3064 FAX 028-623-3070 ✉ boshihoken@pref.tochigi.lg.jp
10	群馬県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 027-226-2606 FAX 027-226-2100 ✉ jidouka@pref.gunma.lg.jp
11	埼玉県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 048-831-2777 (専用) FAX 048-830-4804 ✉ a3570-12@pref.saitama.lg.jp
12	千葉県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 043-223-2332(児童家庭課)のほか県内各健康福祉センター FAX 043-224-4085 🌐 https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/yuseihogo/toiawase.html
13	東京都	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 03-5320-4206 (専用) FAX 03-5388-1401 ✉ S1140201@section.metro.tokyo.jp
14	神奈川県	旧優生保護法に関する一時金支給受付・相談窓口	電話 045-663-1250(専用)、045-210-4727 FAX 045-210-8860 🌐 https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/UserLoginDispNon.action?tempSeq=5953&accessFrom=
15	新潟県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 025-280-5197 FAX 025-285-8757 ✉ ngt040240@pref.niigata.lg.jp
16	富山県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 076-444-3525 (専用) FAX 076-444-3493 ✉ akodomokatei@pref.toyama.lg.jp
17	石川県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 076-225-1495 (専用) FAX 076-225-1423 ✉ yuuseihogo@pref.ishikawa.lg.jp
18	福井県	健康福祉部こども未来課、県内各健康福祉センター	電話 0776-20-0286 (こども未来課)のほか県内各健康福祉センター FAX 0776-20-0640 ✉ kodomomirai@pref.fukui.lg.jp
19	山梨県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 055-223-1360 (専用) FAX 055-223-1475 ✉ kosodate@pref.yamanashi.lg.jp
20	長野県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 026-235-7143 (専用) FAX 026-235-7170 ✉ boshi-shika@pref.nagano.lg.jp
21	岐阜県	旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	電話 058-272-0877 (専用) FAX 058-278-3518 ✉ yusei-sodan@govt.pref.gifu.jp
22	静岡県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 054-221-3157 (専用) FAX 054-221-3521 ✉ kokatei@pref.shizuoka.lg.jp
23	愛知県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 052-954-6009 (専用) FAX 052-954-7493 ✉ kokoro@pref.aichi.lg.jp
24	三重県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 059-224-2260 (専用) FAX 059-224-2270 ✉ sodachi@pref.mie.lg.jp
25	滋賀県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 077-528-3567 FAX 077-528-4868 ✉ boshihoken@pref.shiga.lg.jp
26	京都府	京都府旧優生保護法一時金相談ダイヤル	電話 075-451-7100 (専用) FAX 075-414-4792 ✉ kyuh0-ichijikin@pref.kyoto.lg.jp
27	大阪府	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 06-6944-8196 (専用) FAX 06-6910-6610 ✉ ysoudan@gbox.pref.osaka.lg.jp
28	兵庫県	旧優生保護法専用相談窓口	電話 078-362-3439 (専用) FAX 078-362-3913 ✉ kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp
29	奈良県	奈良県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0742-27-8643 (専用) FAX 0742-27-8643 ✉ boshihoken@office.pref.nara.lg.jp
30	和歌山県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 073-441-2642 (健康推進課)のほか県保健所 FAX 073-428-2325 ✉ e0412001@pref.wakayama.lg.jp
31	鳥取県	旧優生保護法相談・請求受付窓口	電話 0857-26-7145 (福祉保健課)のほか県内総合事務所 FAX 0857-26-8116 ✉ yuuseisoudan@pref.tottori.lg.jp
32	島根県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0120-012-974 (専用)、0852-22-6625 (専用) FAX 0852-22-6328 ✉ kenkosuishin@pref.shimane.lg.jp
33	岡山県	旧優生保護法相談窓口	電話 086-226-7870 (専用) FAX 086-226-7871 ✉ yuuseihogo@pref.okayama.lg.jp
34	広島県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 082-227-1040 (専用) FAX 082-502-3674 ✉ fukodomo@pref.hiroshima.lg.jp
35	山口県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 083-933-2946 (専用) FAX 083-933-2759 ✉ a13300@pref.yamaguchi.lg.jp
36	徳島県	旧優生保護法一時金支給に関する受付・相談窓口	電話 088-621-2300 (専用)のほか県保健所 FAX 088-621-2843 ✉ kosodateouenka@pref.tokushima.lg.jp
37	香川県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 087-832-3900 (専用) FAX 087-806-0207 ✉ kodomokatei@pref.kagawa.lg.jp
38	愛媛県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 089-912-2405 (健康増進課)のほか県保健所 FAX 089-912-2399 ✉ healthpro@pref.ehime.lg.jp
39	高知県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 088-823-9727 (専用) FAX 088-823-9658 ✉ yuuseihogo@ken.pref.kochi.lg.jp
40	福岡県	旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	電話 092-632-5175 (専用) FAX 092-643-3260 ✉ ichijikin@pref.fukuoka.lg.jp
41	佐賀県	旧優生保護法一時金請求相談窓口	電話 0120-525-856 (専用) FAX 0952-25-7300 ✉ kodomo-katei@pref.saga.lg.jp
42	長崎県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 095-895-2446 (専用) FAX 095-825-6470 ✉ s04820@pref.nagasaki.lg.jp
43	熊本県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 096-333-2352 (専用) FAX 096-383-1427 ✉ yuusei@pref.kumamoto.lg.jp
44	大分県	旧優生保護法相談窓口	電話 097-506-2760 (専用) FAX 097-506-1735 ✉ sodan12210@pref.oita.jp
45	宮崎県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0985-26-0210 (専用) FAX 0985-26-7336 ✉ kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp
46	鹿児島県	鹿児島県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 099-286-3374 (専用) FAX 099-286-5561 ✉ ichijikin@pref.kagoshima.lg.jp
47	沖縄県	こども未来部子育て支援課母子保健班	電話 098-866-2457 FAX 098-866-2433 ✉ aa031305@pref.okinawa.lg.jp



くわしくは こども家庭庁 の 特設サイト や 各都道府県 の ホームページ など を みて ください。
 旧優生保護法一時金特設サイト
 「旧優生保護法 による 優生手術 等 を 受けた 方へ」
<https://www.cfa.go.jp/kyuuyuuseiichijikin/>

